

<<<新旧対照表>>>

新			旧		
○多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例			○多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例		
昭和59年3月27日条例第3号			昭和59年3月27日条例第3号		
<略>			<略>		
(使用料の額)			(使用料の額)		
第2条 使用料の額は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。			第2条 使用料の額は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。		
2 使用料の計算において、使用面積、使用期間及び使用時間に使用料の計算単位に満たない端数があるときは、それぞれこれを当該使用料の計算単位に切り上げる。			2 使用料の計算において、使用面積、使用期間及び使用時間に使用料の計算単位に満たない端数があるときは、それぞれこれを当該使用料の計算単位に切り上げる。		
<u>【削る】</u>			<u>3 前2項の規定にかかわらず、行政財産の使用の目的等により別表第1、別表第2及び別表第3に規定する使用料によることが不適当と認めたときは、当該使用料について市長は、特別の定めをすることができる。</u>		
<略>			<略>		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
行政財産の種類	使用区分	金額	行政財産の種類	使用区分	金額
1 土地	(1) 電柱の類、地下工作物の類その他これらに類するもの	多治見市道路占用料徴収条例(昭和28年条例第4号)第2条及び別表の規定を準用する。	1 土地	(1) 電柱の類、地下工作物の類その他これらに類するもの	多治見市道路占用料徴収条例(昭和28年条例第4号)第2条及び別表の規定を準用する。
2 建物 (別表第2に規定する事務所)	(1) 事務所等	1平方メートルにつき 1月 390円	2 建物 (別表第2に規定する事務所)	(1) 事務所等	1平方メートルにつき 1月 390円
	(2) 会議室	1平方メートルにつき 1時間 6円		(2) 会議室	1平方メートルにつき 1時間 6円
	(3) <u>その他の占有使用(別表第3に該当する場合を除く。)</u>	<u>1平方メートル1時間に18円以内で市長が定める額</u>		(3) <u>広告の掲出のためのモニター機器</u>	<u>1台1月につき6,120円以内で市長が定める額</u>

新				旧			
	を 除 く 。)	<u>【削る】</u>			を 除 く 。)	<u>(4) 広</u> <u>告の掲</u> <u>出(建物</u> <u>の柱類、</u> <u>壁面等</u> <u>のうち</u> <u>市長が</u> <u>指定す</u> <u>る場所)</u>	<u>1平方メートルにつき</u> <u>1月 15,280円以内で市</u> <u>長が定める額</u>
3	公 園、 広 場 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の	(1) 物 品の販 売その 他これ に類す る行為 (2) 業 として 行う写 真の撮 影 (3) 業 として 行う映 画の撮 影 (4) 展 示会、集 会その 他これ らに類 する催 し	多治見市都市公園条例 (昭和44年条例第23号) 別表第3第3号の規定を 準用する。	3	公 園、 広 場 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の	(1) 物 品の販 売その 他これ に類す る行為 (2) 業 として 行う写 真の撮 影 (3) 業 として 行う映 画の撮 影 (4) 展 示会、集 会その 他これ らに類 する催 し	多治見市都市公園条例 (昭和44年条例第23号) 別表第3第3号の規定を 準用する。

別表第2 (第2条関係)

行政財産 の種類	使用区分	金額
市の事務 所のうち 市長が規 則で定め るもの	(1) 会議室	<u>1平方メートル1</u> <u>時間につき</u> <u>18円以内で市長が</u> <u>定める額</u>
		冷暖房費 1時間 につき 240円以 内で市長が規則で 定める額
	(2) 地下駐 車場	1台30分までごと につき 210円
	<u>【削る】</u>	

別表第2 (第2条関係)

行政財産 の種類	使用区分	金額
市の事務 所のうち 市長が規 則で定め るもの	(1) 会議室	<u>1時間につき</u> <u>1,020円以内で市</u> <u>長が規則で定める</u> <u>額</u>
		冷暖房費 1時間 につき 240円以 内で市長が規則で 定める額
	(2) 地下駐 車場	1台30分までごと につき 210円
	<u>(3) 広告の</u>	<u>1台1月につき</u>

新				旧			
					掲出のため のモニター 機器等	6,120円以内で市 長が定める額	
		【削る】			(4) 広告の 掲出（建物 の柱類、壁 面等のうち 市長が指定 する場所）	1平方メートルに つき 1月 15,280円以 内で市長が定める 額	
		(3) その他 の占用使用 (別表第3 に該当する 場合を除 く。)	1平方メートル1 時間につき 18円以内で市長が 定める額		(5) その他 の占用使用	1時間につき 5,090円以内で市 長が規則で定める 額	

別表第3（第2条関係）

行政財産の種類及び 使用区分	金額
自動販売機その他の 専ら営利を目的とす る設備を常設する場 合	1月につき、1設備当 たり基本料金1,800円 と使用面積に1平方 メートル当たり780円 を乗じて得た額との 合計額。ただし、使用 する場所に附属する 電源を使用する場合 にあっては、当該合計 額に次に掲げる定格 消費電力の区分に応 じた額を加算して得 た額 (1) 500ワット未満 2,300円 (2) 500ワット以上 1,000ワット未満 3,400円 (3) 1,000ワット以 上1,500ワット未満 5,600円 (4) 1,500ワット以 上2,000ワット未満 7,900円 (5) 2,000ワット以 上 1ワット当た り4.5円

別表第3（第2条関係）

行政財産の種類及び 使用区分	金額
土地又は建物を営利 事業の用に供する場 合（別表第1及び別 表第2に掲げる行政 財産の種類及び使用 区分に該当する場合 を除く。）	1月につき、 基本料金1,800円 と使用面積に1平方 メートル当たり600円 を乗じて得た額との 合計額。ただし、使用 する場所に附属する 電源を使用する場合 にあっては、当該合計 額に次に掲げる定格 消費電力の区分に応 じた額を加算して得 た額 (1) 500ワット未満 1,000円 (2) 500ワット以上 1,000ワット未満 3,000円 (3) 1,000ワット以 上1,500ワット未満 4,000円 (4) 1,500ワット以 上2,000ワット未満 6,000円 (5) 2,000ワット以 上 8,000円

摘
要

改正理由

使用料・手数料等見直しを踏まえ、標記条例の全体的な見直しを行い、所要の改正を行う。